3 遺言書の記載例③
～受遺者及び遺言執行者を定める場合～

記載例③では、受遺者、遺言執行者の定め方や遺言書の内容の変更方法を確認しましょう。**文字の変更がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更の旨を付記して署名し、変更箇所に押印をする必要があります（民法第968条第3項の要件）。**

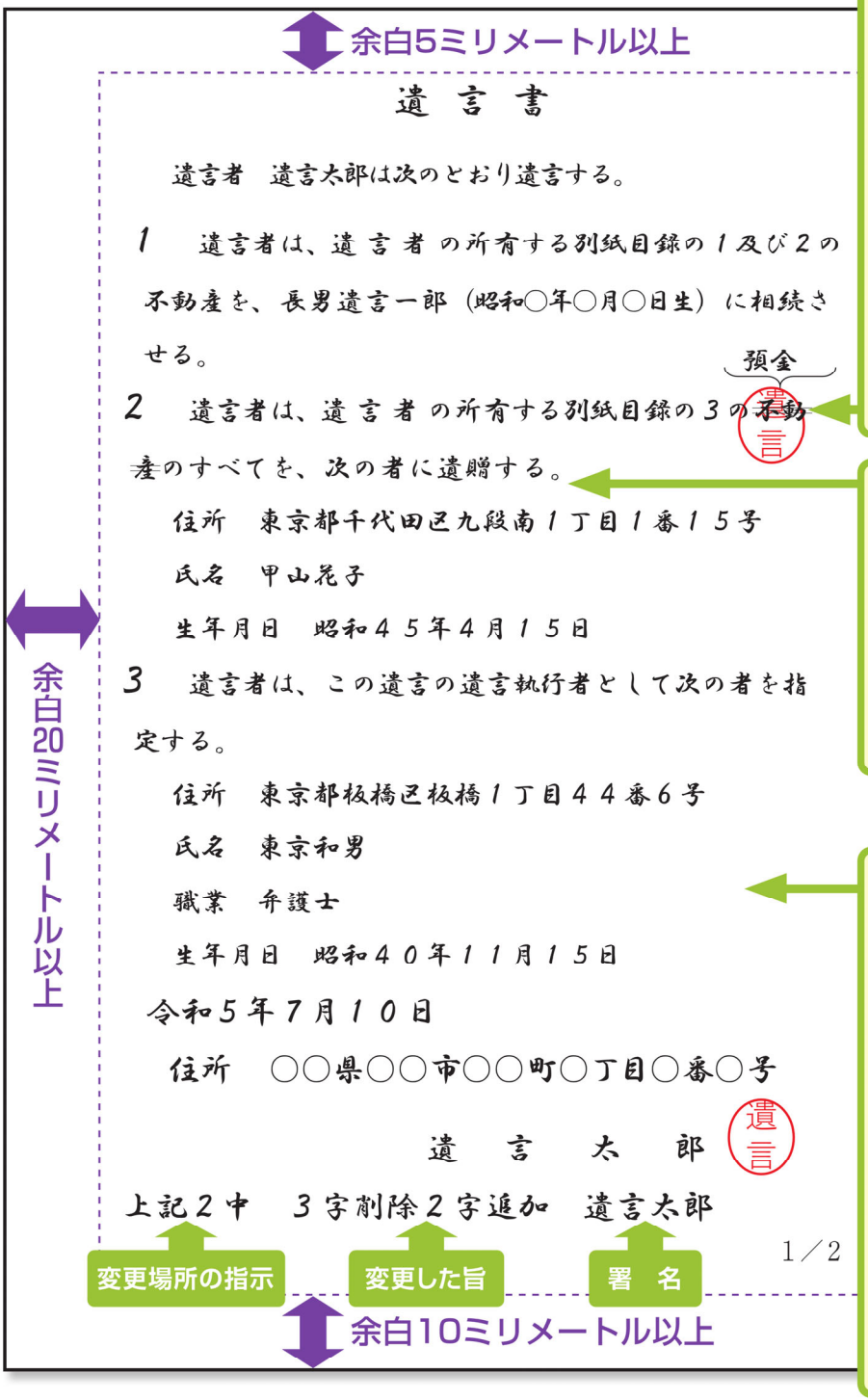

文言の変更・追加
変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。
修正テープや修正インクで修正することはできません。変更等があるときは書き直すことをおすすめします。

受遺者の記載
推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。
申請書に受遺者としての記載が必要です。
（P13・14参照）

遺言執行者の記載
氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物が特定できるように記載します。
遺言執行者はご家族や知人から選ぶことができ、複数人指定することもできます。
遺言執行者を指定した場合は、申請書に遺言執行者としての記載が必要です。（P13・14参照）

記載例③の財産目録はパソコンで入力して作成・印刷したものです。
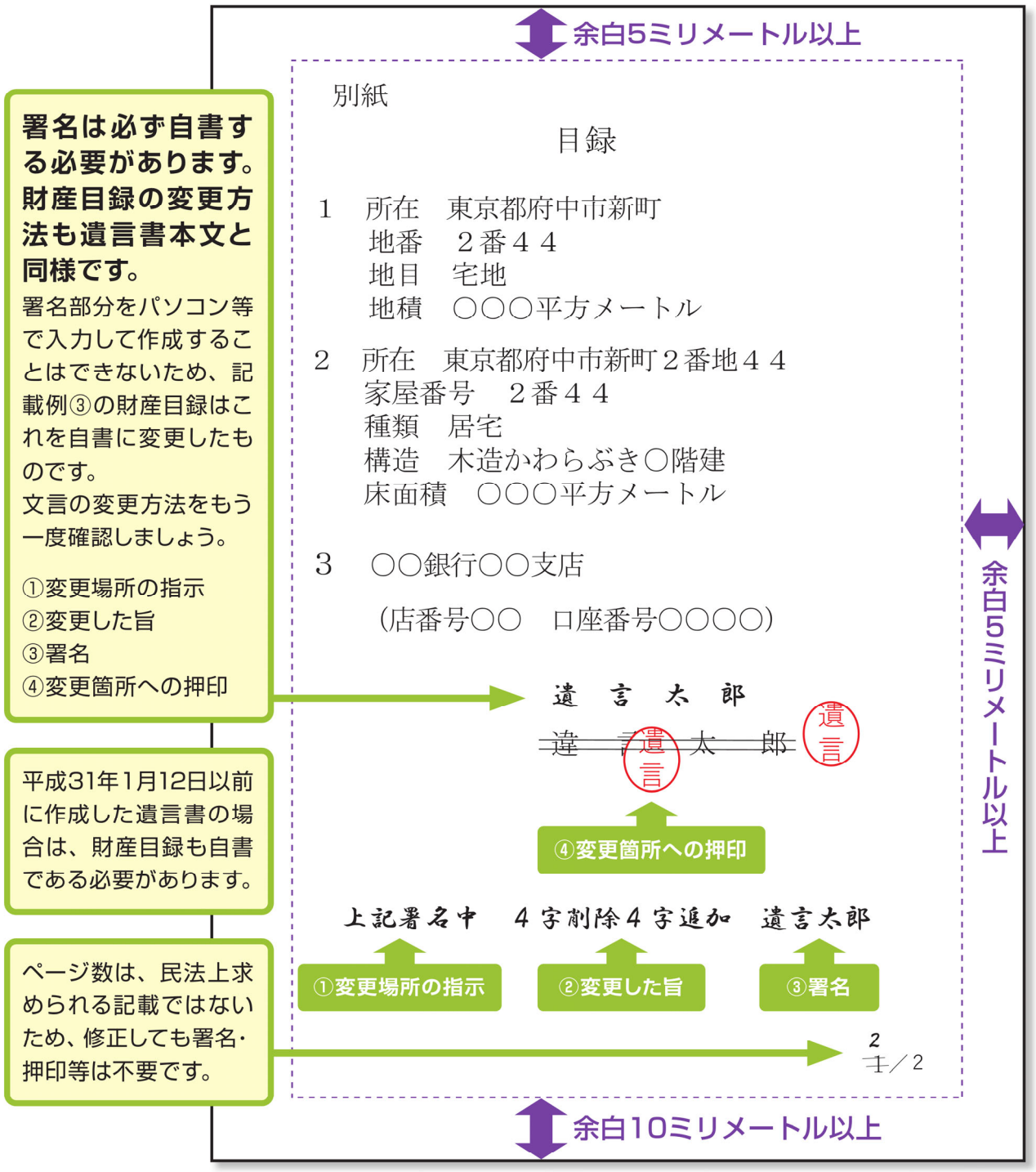
財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以外の事項は遺言書本文に自書しましょう。